

寄稿 1

大阪大学に赴任して ～新米教員の奮闘記～

大阪大学大学院法学研究科准教授 岡本 健太郎

抄録

2024年4月より大阪大学大学院法学研究科に准教授として着任しております。主な業務は学生への講義(学部生に知的財産法を、大学院生に特許法を講義)ですが、知財に関する論文執筆にも取り組んでおります。本稿では、担当業務等についてご紹介させていただくと共に、大学教員として今感じていることを率直に述べさせていただきます。

1. はじめに

2024年4月、大阪大学大学院法学研究科に准教授として着任しました。着任当初は、学生への講義や研究指導、学内の事務運営等、筆者が長年従事してきた特許審査とは全く違う業務に、戸惑うことも少なくありませんでしたが、着任から1年半が過ぎ、大学業務によりやく慣れてきたところです。

本稿では、筆者が所属する大阪大学の組織、担当業務、赴任中の個人的な出来事についてご紹介した後、新米教員として今感じていることについて率直に述べたいと思います。

2. 筆者が所属する大阪大学の組織

(1) 大阪大学について

大阪大学は、1931年に我が国第6番目の帝国大

学として創設されましたが、大学の学問的源流は1724年に創立された懐徳堂¹⁾、そして緒方洪庵が1838年に設立した適塾²⁾に見出すことができます。

緒方洪庵の弟子や息子を中心として明治新政府により1869年に設立された大阪仮病院や大阪医学校が幾多の変遷を経て、1931年に医学部と理学部の2学部からなる大阪帝国大学が創設されました。その後、1933年に大阪工業大学が工学部として加わり、さらに大阪高等学校、浪速高等学校を合併し、1949年に文学部・法経学部・理学部・医学部・工学部の5学部と一般教養部からなる新制大阪大学となりました。

現在の大阪大学は、11学部・15研究科から組織されており、外国語学部³⁾を有する唯一の総合大学です。学部学生数は15000名を超え国立大学最多、女子学生数も国立大学最多です(2025年9月現在)。キャンパスとして、豊中、吹田、箕面キャンパス、そして中之島センターがあります。

1) 大坂の尼崎町(現中央区今橋)に創立された町人による町人のための学問所。大店の主人から使用人まで多くの人々が聴講しました。漢字・和学・詩文といった多彩な講義内容と、商用による途中退席を認める自由な学風があり、150年近くも西日本の学問の中心として栄えました。戦後、本学に新しく法文学部が加わる際に、戦火を免れた蔵書類が「懐徳堂文庫」として寄贈されたことにより、大坂の町に息づいたこの独自の学問と思想・文化を継承することとなりました。大阪大学の文系学部の精神的源流と位置づけられています(大阪大学ホームページから引用)。

2) 備中足守藩(現岡山市北区足守)出身の緒方洪庵が江戸や長崎で蘭学・医学を修行後、1838(天保9)年、大坂・瓦町に医院とともに開いた私塾。7年後、いまま建物が残る過書町(現中央区北浜3)に移転し、計24年にわたって種痘法やコレラ治療法の研究を進めました。適塾からは、福沢諭吉、大村益次郎、長与専斎、大鳥圭介、佐野常民、橋本左内などをはじめ明治を切り開いた1,000人近い塾生が育ちました(大阪大学ホームページから引用)。

3) 2007年10月1日、大阪大学と大阪外国語大学が統合して、新たな大阪大学が誕生しました。

本学には大阪大学憲章があり、かねて大阪の地に根づいていた懐徳堂・適塾以来の市民精神を受け継ぎつつ、「地域に生き世界に伸びる」ことをモットーとして、時代の社会課題に応じてきました。

また本学には「ワニ博士」というマスコットキャラクターがいます。大変嬉しいことに、先日、本学の坂口志文先生（特別荣誉教授）が2025年ノーベル生理学・医学賞をご受賞されました。坂口先生に心からお祝い申し上げます。そして、受賞記者会見で映り込んでいたぬいぐるみのワニこそ、この「ワニ博士」です。「ワニ博士」は、1964年、大阪大学豊中キャンパス理学部の新校舎工事現場にて発見されたワニの化石（マチカネワニ）を元に誕生されました。この化石は現在、大阪大学総合学術博物館で展示されています。



写真1 ワニ博士と

本学には、現在、特許庁から3名の特許審査官が outward しており、そのうち2名が産学連携業務に携わる共創機構に所属しており、1名（筆者）が実務家教員として学生への教育業務に携わる法学研究科に所属しております。

本学の産学連携業務については、過去に高岡裕美さんがご執筆⁴⁾されており、教育業務について、今回筆者が執筆させていただくことになった次第です。

(2) 法学部及び大学院法学研究科について

法学部は、法文学部法学科として、1948年に教

育を開始しました。数多くの卒業生が、法曹界、実業界、学界、行政諸部門等、多岐にわたる分野において活躍されています。教養・デザイン力・国際性を備えた人材を育成することを目指し、他大学にはない法学科と国際公共政策学科の2学科制⁵⁾が採用されています。

その大学院として、多くの法曹志望者が在籍する高等司法研究科（ロースクール）、学問研究者が在籍する法学研究科、そして国際公共政策研究科があります。法学研究科には、博士前期課程（いわゆる修士課程）として、多様な目的とニーズに応える綜合法政プログラム、研究者養成に特化した研究者養成プログラム、知的財産法の世界のプロフェッショナル人材の養成をめざす知的財産法プログラム（以下、知財プログラムという。）があります。博士後期課程（いわゆる博士課程）では、高等司法研究科や国際公共政策研究科などとの緊密な連携のもと、60名を越える教員が指導にあたり、どの分野の研究を志す人の期待にも十分にえられる体制が整えられています。

(3) 知財プログラムと知的基盤総合センターについて

前述の知財プログラムには、我が国を代表する卓越した先生方が在籍しておられます。茶園成樹教授、陳思勤教授、青木大也准教授、申賢哲特任准教授です。



写真2 知財プログラムの関係者

左から永川事務職員、筆者、申特任准教授、青木准教授、茶園教授、陳教授

4) 特技懇315号34-42頁参照。

5) 法学科においては、法学、政治学に重点を置いた伝統的な教育カリキュラムが、国際公共政策学科においては、法学、政治学、経済学の知見をバランスよく学び、それを実務に生かす人材を育成するための教育カリキュラムが用意されています。

茶園教授は高等司法研究科に、青木准教授及び筆者は法学研究科に所属しつつ、後に説明する知的基盤総合センター（以下、IPrismという。）にも所属（兼任）しており、陳教授、申特任准教授はIPrismに所属（専任）しております。

IPrism（旧名：知的財産センター）は、本学における知的財産・知的財産法の全学的な教育・研究拠点として、2010年に設立され、知的財産教育の全学展開を1つのミッションとし、全学共通教育科目（いわゆる教養科目）を提供してきました。現在、IPrismのスタッフにより、6つの講義⁶⁾が全学向けに展開されております。茶園成樹編『知的財産法入門（第3版）』（有斐閣、2020年）は、これらの講義を念頭に置いた書籍となっています。IPrismは、上記の全学共通教育科目のほかに、他の部局への知的財産教育科目の展開も行っており、例えば情報科学研究科に向けては「知的財産の基礎（情報科学を中心に）」を開講し、智適塾⁷⁾のスタッフが中心となり、特許検索などの実践も交えた、同部局の学生向けにカスタマイズされた講義が提供されています。

また、法学研究科に設置された知財プログラムでは、高度な研究力・実践力・応用力を身に付けた人材の育成を目的として、修士1年生春夏学期に、基礎科目⁸⁾が設置されています。これらの科目にあっては、茶園成樹編『特許法（第3版）』（有斐閣、2025年）⁹⁾など、知財プログラムの基礎科目での使用を想定した一連の教科書群を統一的に使用することで、相互の参照や進行の適切な調整を行うことが可能となっています。

3. 担当業務

主な業務は、学生への講義及び研究指導、学内の事務運営ですが、空き時間で自身の研究にも取り組

んでいます。

(1) 学生への講義

ア 本学での講義

本学の講義は、春夏学期（4月～9月）と秋冬学期（10月～3月）に分かれています。

(ア) 春夏学期（4月～9月）

① 法学研究科「特許法」（週2コマ×15週の全30回）※1コマ90分講義

受講生は十数名で、知財プログラムの学生¹⁰⁾のみならず、理工系や人文系の大学院生もいます。講義は、前述した茶園成樹編『特許法（第3版）』（有斐閣、2025年）を教科書として、特許法について特許制度の概要から特許権の利用までを1コマ90分×全30回で行います。受講生は、知的財産を学んだことが無い方もいれば、かつて知財部員として業務に従事し実務に精通されている方、弁理士試験合格に向けて勉強している方等、様々な方がいるため、講義の内容に苦心しています。受講生の幅広いニーズに応えるべく、基本的な法律の内容を確認した上で、AIやメタバース等の最新技術に関する国内外の様々な学説や判決、そして政府の動向等¹¹⁾、高度な



写真3 「特許法」の授業風景

6) 主に学部1年生向けの全学共通教育科目「法学の考え方」として3科目、「知的財産モラル」として3科目。これらの講義は選択必修科目となっており、文系・理系問わず、対象となる様々な学部の学生に向けて開講されています。

7) IPrismのユニークな取り組みとして、「智適塾」による知財実践活動があります。智適塾とは、2013年にIPrism内に設置された組織であり、①大学支援事業、②OJT事業、③教育事業という3つの事業を行うことをミッションとしています。高等司法研究科の修了生である弁護士や、知財プログラムの修了生である弁理士等が参画しています。

8) 「特許法」（4単位）や「著作権法」（2単位）のようなメジャーな科目だけでなく、「意匠法」や「商標法」（2単位）科目があります。

9) 本稿が公表される頃には、改訂されたばかりの第3版が出版済予定です。誠に僥倖ながら、茶園教授のご厚意で筆者も第6章「異議申立制度・審判制度」の改訂作業を担当させていただき、執筆者として名を連ねさせていただいております。茶園教授に心から感謝申し上げます。

10) 本学の法学部で知的財産法の勉強をし、そのまま進学を決めた学生、弁護士や弁理士、企業の知財部員として活躍中でありながら、さらに知的財産法に係る知識を習得したいとして入学してきた学生、中国、台湾等からの留学生等、様々なバックグラウンドの方がいます。

11) 例えば、「知的財産推進計画2025」、「内閣府総合科学技術・イノベーション会議」等

内容にも触れながら講義しています。特に重要な特許判決には技術の理解が必須であるところ、理系のバックグラウンドを持ち合わせていない受講生が大半ですので、図面等を引用し、技術を丁寧に説明しながら法律の解説をするのが、最も大変な点でもあり、やりがいを感じる点でもあります。

講義後に弁理士試験勉強中の方や知財の実務に長年携われてこられた方から厳しい質問が飛んでくることも多々あります。すぐに回答できる時は回答しますが、できない時は後で調べ直して回答します。後になってみるとそれが自身の学問を深める良い機会になっていると実感します。

全講義の終了後には期末試験があります。講義を理解しているか確認するための試験ですので、問題作成にも力が入ります。設問は講義でしっかり説明していた内容か、設問の意図は明確か、設問の量は適切か等、熟慮を要します。

②全学教育推進機構「法学の考え方」(週1コマ×15週の全15回)

受講生は50名～80名規模で、様々な学部1年生が受講します。講義は、前述した茶園成樹編『知的財産法入門(第3版)』(有斐閣、2020年)を教科書として、知的財産権全般について90分×全15回で行います。この教科書は授業の回数に対応する形で15章に分かれており、自学自習しやすいよう工夫されています。また、毎回講義後に、受講生に講義の感想や質問事項等を記載する受講シートを提出してもらっています。この受講シートによって、各受講生の理解度を把握すると共に、重要な質問事項に対しては次の講義で回答するようにしています。

③基礎工学部・基礎工学研究科・理学部・理学研究科「科学技術論A1、B1」(全1回)

受講生は理系の学生で、1年に1日だけ開催されるオムニバス科目です。2025年度は筆者だけでなく、ゲストスピーカーとしてJIPA(日本知的財産協会)、弁理士会からそれぞれ1名代表の方にお越

しいいただき、産官学の知財の取組について講義をしました。参加者は300名を超え、大変盛況でありました。

④医学部医学科「臨床医学特論」(全3回)

受講生は医学部の6年生で、こちらも1年に1日だけ開催されるオムニバス科目です。医学部生に知財の重要性を認識してもらうため、知財法について紹介するのみならず、医療に関する知財判決¹²⁾や、iPS細胞やオプジーボに関する特許権について説明しました。

(イ)秋冬学期(10月～3月)

⑤全学教育推進機構「知的財産モラル」(全15回)

「法学の考え方」と同様、様々な学部1年生が受講します。知的財産に関するルールとモラルを重視した講義をしております。

⑥法学部法学科「演習1b、2b」(全15回)

いわゆる知的財産法のゼミで、受講生(以下、ゼミ生という)は、10数名規模で、法学部の3、4年生です。このゼミは、春夏学期「演習1a、2a」、秋冬学期「演習1b、2b」の1年通しての講義であり、青木准教授と分担しています。筆者が担当する回では、特許検索を含む特許制度の確認及び判例研究を行っています。判例研究では、事前に指定されたスケジュールに従って、1回あたり2名が発表します。発表者は、自身の研究テーマに関連する参考文献、発表資料を事前にCLE¹³⁾に投稿します。そして、当日は20～30分程度で発表し、その後、ゼミ生から発表者に質問や意見を投げかける、というのが基本的な発表の流れです。最後に総括する筆者自身も事前に多くの参考文献等を読み込んでからゼミに臨みますが、実際の発表や参加者の発言からも毎回多くのことを学んでいます。

2025年度は、ゼミ生が特許検索競技大会¹⁴⁾に参加しました。これは特許調査の実務能力を評価する大会で、ゼミの前半で特許検索を学んだ学生にとっ

12) 知財高大判令和7年3月19日令和5年(ネ)10040号(控訴審)。

13) 科目ごとにアップロード、ダウンロードできる学内電子掲示板のこと。

14) 2013年からは一般財団法人工業所有権協力センター(IPCC)が主催して2007年からスタートした、日本で唯一、特許調査の実務能力を評価する大会です。本大会は、参加者の実務能力を向上させるための大会であり、試験形式の『大会』と大会で出題された問題の解説を行う『特許検索スキルアップセミナー』の2つから構成されています。

て特許調査の重要性を認識する大変貴重な機会になったかと思えます。

また、2025年2月には、ゼミ生と共に、大阪地裁を訪問しました。現在、大阪地裁には、特許庁から裁判所調査官として3名出向されておりますが、調査官の皆様のご厚意で大阪地裁に訪問し、裁判法廷を見学させていただきました。筆者も学生と共に参加させていただき、裁判官の方々と直接意見交換させていただけたことは、大変貴重な経験となりました。

⑦情報科学研究科「知的財産の基礎（情報科学を中心に）」(全15回中6回を担当)

受講生は情報科学研究科の大学院生で、20~30名が受講しています。前述の智適塾のスタッフと分担して講義をしております。

イ 大阪大学以外での講義

⑧審査官補コース研修・任期付職員（審査官補）初任研修「特許審査の概要」講師

受講生は特許庁の審査官補の皆様です。4月頃に独立行政法人工業所有権情報・研修館で3時間程度講義をさせていただいております。

⑨奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科「知的財産権A」委託講師

8月頃、1日2コマ（1コマ90分）×4日間の全8回、奈良先端科学技術大学院大学で夏期集中講義を担当させていただいております。

⑩医看工芸連携プロジェクト「医看工芸ワークショップ¹⁵⁾」協力

8月~9月に大阪工業大学と共同での当該プロジェクトにメンターとして参加させていただいております。

⑪独立行政法人工業所有権情報・研修館、大阪工業大学「特許調査実践研修」講師

9月上旬の2日間、オンラインで企業等にお勤めの方々に特許検索の講義を行うと共に、参加者から

知財に関するご相談を受けております。

⑫大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校「グローバル経済」講師

12月頃、大阪ビジネスフロンティア高等学校で講義をさせていただいております。

(2) 学生への研究指導

1年を通じて、知財プログラムの大学院生（修士1年、2年共に3名担当）に研究指導を行っています。修士1年目の学生は、講義の単位を取得しつつ、修士論文テーマを絞っていきます。修士2年目の学生は、8月頃に中間報告会、10月末頃に最終報告会、1月末頃に修士論文審査（修士論文の完成及びそれに基づく発表）があります。多くの学生が中間報告会まで論文調査及び論文構成を固め、最終報告会での各教員からの指摘を踏まえ、修士論文を完成させていきます。その過程で筆者も学生と一緒に論文を読み込んでいき、年末に学生と対面で最終的な打ち合わせをします。年明けの修士論文審査が無事終わり、充実感でいっぱいの学生の笑顔を見ると、こちらも嬉しい気持ちでいっぱいになります。

(3) 学内の事務運営

学内の試験監督や知財セミナー開催¹⁶⁾の際のサポートスタッフとして従事させていただいております。セミナーを通して世界的に著名な学者の皆様と交流が持て、本当にありがたく感じております。



写真4 日韓知的財産セミナー

15) 受講生は大阪大学・京都市立芸術大学・大阪工業大学大学院生が対象で、医療に関連することをテーマに、医療・看護・工学・芸術分野が共創し、医療機器等の開発と知的財産マインドの醸成を目指す問題解決型学習のワークショップ。

16) 例えば、2024年11月29日にシンポジウム「日韓知的財産セミナー」が大阪大学豊中キャンパスで、2025年8月8日にシンポジウム「営業秘密の保護・管理の行方」が大阪大学中之島センターで開催されました。

(4) 自身の研究

空き時間で自身の研究にも取り組んでいます。日頃気になっていた事からテーマを絞り、論文を執筆します。2025年5月には青木准教授から貴重なご指摘をいただきながら、阪大法学75巻1号に「組合せ医薬特許発明のカテゴリーとその技術的範囲に属する侵害行為、及び特許法69条3項の規定が及ぶ範囲について」という論文を執筆させていただくことができました。青木准教授には大変感謝しております。

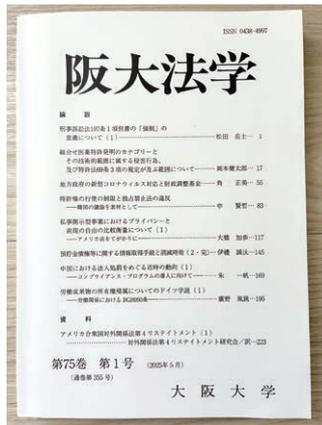


写真5 阪大法学

理工学系の論文ですと背景と目的、実験方法、実験結果、考察、結論という論文構成がオーソドックスですが、法学系の論文では、裁判例、学説を紹介した上で、考察、結論という論文構成がオーソドックスです。そのため、文献調査や裁判例の分析等が必要となりますが、学内では判例データベース等へのアクセスができる他、キャンパス内に図書



写真6 図書館内の図書室

館がありますので、大いに活用しています。

今後も更なる論文執筆に挑戦していきたいと考えています。

4. 赴任中の個人的な出来事

(1) 慶應義塾大学法学部通信教育課程を卒業

2025年3月に慶應義塾大学法学部通信教育課程（以下、慶應通信という。）を卒業しました。入学のきっかけは、経済産業省に併任していた時にロボット新戦略¹⁷⁾の策定に携わったことです。その策定過程で、ロボットの規制改革といっても、電波法、航空法、道路交通法等、様々な分野にまたがっており、世の中には知的財産法以外にも広大な法律の世界が広がっていることを知り、法律を一から学びたいと考えました。特許庁の先輩方から法律を学ぶのであれば慶應通信が良いと勧められ入学しました。

入学後、庁内語学研修¹⁸⁾等もあり、単位取得が思うように進まない時期もありましたが、なんとか卒業することができました。慶應通信は卒業論文の執筆が必須です。指導教官の君嶋祐子教授から文献調査、目次作成、論文構成等、一から教えていただきました。今振り返ると、君嶋教授から教えていただいたことが今教員として、学生への研究指導、自身の研究に大いに役立っていると実感します。指導教官の君嶋教授に心から感謝申し上げます。



写真7 君嶋教授と

17) 安倍総理（当時）が少子高齢化対策としてロボットの活用推進を打ち出されたことを受け、経済産業省が核となり各省と連携して、ロボットでイノベーションを創出し、産業や社会の変革を進めていくことを目指した提言書。筆者も一部執筆させていただきました。

18) 3年間中国語の語学学校に通わせていただきました。おかげで中国語検定4級、3級、2級と合格することができました。

このように本学に着任してから慶應通信を卒業するまで学生かつ教員という立場で「半学半教」¹⁹⁾という福沢諭吉先生の教えを実践していました。思えばその福沢諭吉先生もかつて本学の学問的源流の「適塾」で学ばれていたことを思うと、感慨深い気持ちになります。

(2) 清華大学及びジェトロ北京事務所へ訪問

2024年の夏、ジェトロ北京事務所の太田良隆知財部長（当時）と清華大学を訪問しました。中国の知財分野で大変著名な崔国斌教授²⁰⁾にお会いするためです。崔教授は本学の陳教授にご紹介いただきました。崔教授とAIやメタバースについて意見交換をさせていただきました。陳教授、崔教授には本当に感謝しております。



写真8 清華大学訪問

左から3人目が崔教授、4人目が筆者、5人目が太田知財部長

中国での滞在は3日間程度でしたが、中国語を勉強していたおかげでなんとか意思疎通できました。また、知財プログラムの卒業生で、現在北京市内で弁護士として活躍している方ともお会いし、様々な意見交換をすることもできました。中国では北京大学、清華大学といった最高学府に入るため、多くの学生が猛烈に勉強しているとのことでした。

(3) IP week及びジェトロシンガポール事務所へ訪問

2025年の夏、シンガポール知的財産庁（IPOS）が主催するIP week²¹⁾に参加しました。また、ジェトロシンガポール事務所の西尾元宏知財部長をご訪問させていただき、偶然勉強会参加のために来られていた、ジェトロバンコク事務所の内藤康彰知財部長、久木田俊知財副部長にもお会いすることができました。



写真9 ジェトロシンガポール事務所訪問

左から久木田知財副部長、筆者、西尾知財部長、内藤知財部長

シンガポールは、マレー系、インド系、中国系がいる中で、コミュニケーションツールとして英語が用いられており、英語の重要性を痛感しました。

5. 最近感じていること

新米教員として最近感じていることを述べたいと思います。

(1) 大学を取り巻く環境

少子化が進む中、大学を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。入学定員を充足せず募集の停止を余儀なくされる大学も出てきており、各大学は、生き残りをかけ、国内外の学生にその大学の魅力を打ち出しています。東京大学の大学院工学系研究科

19) 慶應義塾には、「半学半教」という福沢諭吉先生の教えがあります。教える者と学ぶ者との師弟の分を定めず、先に学んだ者が後で学ぼうとする者を教えることです。

20) 崔教授は、北京大学で理学士、法学修士と法学博士、イェール大学で法学修士号を取得され、現在清華大学の知的財産センター長を務められています。

21) 政策立案者から実業家まで知的財産の専門家が集い合い、意見交換するセミナー。

は2025年度から講義を原則、英語で行うことにしたとの報道²²⁾がありましたが、アジア出身のみならず欧米出身の留学生を獲得するためにも今後英語での講義が求められてくると考えます。また、運営費交付金収入も先を見通せない中、各大学は教育、研究に加え、経営も重要なミッションになってきています。経営の観点からいうと、特許ライセンスといった産学連携による収入等を上げていくことが重要だと考えます。

(2) データ駆動型社会の中で日本のものづくりはどうあるべきか

学生から「特許を取得する意味とは？」と素朴かつ本質をえぐるような質問を受けることがあります。特許の活用については筆者もよくわかりかねるため、折に触れて知財を扱う弁護士や弁理士の方々にお聞きするようにしています。話を伺っていると、どの企業にもその業界で勝ち抜くビジネスモデル（事業戦略）があり、その下支えとして特許があるということですが、中小企業と大企業で特許取得における課題が少し違うようです。

ア. 中小企業の場合

中小企業ではせっかく特許を取得しても売れないことがあります。これは、マーケティング及び知財戦略に問題があったといわざるを得ないようです。ただ一方で取得後の特許を売却あるいは特許を担保に金融機関から資金調達しようと思っても、金融機関等に技術の目利きができる人が少なく現実的でないと嘆く方もいます。最近、特許の指標や評価基準を示すサービス²³⁾も出てきていますが、このようなビジネスが今後重要になってくるのではないかと考えます。

イ. 大企業の場合

昨今、ものづくりがハードウェアからソフトウェ

アへと広がりを見せている中、特許出願件数が多いからといって、企業の製品売上向上に直結するとは限らないというご意見²⁴⁾も良く伺います。その理由としては様々な意見があるかと思いますが、競争力の源泉がデータに移行してきており、特許取得の必要性が相対的に低くなってきているといえるかもしれません。例えば、自動車業界において、今後、自動車などのハードウェアにもOSやアプリ等、使い勝手の良いソフトウェアが搭載される時代になることが予想されることです。ハードウェアについては特許取得が欠かせませんが、ソフトウェアについては、アプリやOS等から蓄積されたデータ活用が重要です。今後、AIを活用してそれらのデータを最適化することで、各顧客の好みや特性に合致した最適な製品を提供する等、柔軟なビジネスモデルを構築することが求められると考えます。

(3) 日本のコンテンツビジネスの輸出について

2024年3月、東映アニメーションが、人気アニメ「ドラゴンボール」のテーマパークをサウジアラビアに建設するとの報道²⁵⁾がありました。これは、外国の大都市にテーマパークを建設し、ライセンスやフランチャイジングといった知的財産による収益を狙ったコンテンツ輸出ビジネスの一つといえます。このようなビジネスモデルは、日本が誇るコンテンツ産業に海外から多くの投資を呼び込むことで、日本の産業競争力の維持・向上を可能とするものであり、今後更に拡大されることが期待されます。

6. おわりに

以上述べてきたように筆者は新米教員として今も奮闘中であり大変な面もありますが、元々高校まで

22) 日本経済新聞2025年9月22日参照。

23) 例えば、ipnexusという特許メンテナンス、ライセンス、M&Aの集客と交渉、収益管理をグローバルに支援するSaaS型総合プラットフォームが出てきています。AIツールで特許価値評価するのは注目に値します。

24) バブル期には世界時価総額ランキングトップ50社に日本企業が32社が入っていましたが、今はわずかに1社のみです（STARTUPS JOURNALより引用）。GAFAMといったIT企業が上位を独占している一方で、日本の企業は埋没している状況にあります。日本はバブル期にもものづくり大国として世界をリードしてきましたが、2000年頃にIT革命が起こり、OSやアプリといったソフトウェア開発で後塵を拝し、電機分野といった得意のハードウェア開発においても低機能で低価格品の中韓台企業に世界的シェアを奪われてきました。それでも特許行政年次報告書2024年版「国際出願（PCT出願）に係る国際公開公報掲載の上位出願人」をみると、日本企業の特許出願件数は世界でも依然トップレベルといえます。

25) 日本経済新聞2024年3月22日参照。ドラゴンボールのテーマパークは世界初で、東京ドーム10個分にあたる広さ約50万平方メートルの敷地内に、アニメで登場する場所や世界観などを再現するとのことです。東映アニメーションが、サウジアラビア政府系ファンド「パブリック・インベストメント・ファンド（PIF）」の子会社と戦略的パートナーシップ契約を結んでおり、建設費などはサウジ側が負担し、東映アニメーションはライセンスを供与するとのことです。具体的な投資額や開園時期は明らかにされていません。

兵庫県で育ったこともあり、今回の赴任で慣れ親しんだ関西に戻り、旧友と再会したり、地元のB級グルメのたこやきや串カツを食べたりして楽しい面も多くあります。大阪・関西万博にも参加し、楽しい思い出を作ることでもできました。また、在阪の特許庁出向者で集まる機会や、「阪大METI会」(経産省・特許庁の出向者5名)で気軽に集まる機会もあり、交流も重ねさせていただいております。



写真10 阪大METI会 (2025年6月)

左から高岡裕美さん(共創機構・特許庁)、赤穂州一郎さん(共創機構・特許庁)、秦茂則さん(共創機構長補佐・元経産省)、筆者、栗本聡さん(万博推進室長・経産省) ※所属は2025年6月当時

関西には大阪城やUSJ、有馬温泉といった多くの観光地がありますので、ご興味のある方は是非遊びにきてください。

残りわずかな任期となりましたが、茶園教授をはじめとする知財プログラムの先生方に感謝しつつ、緒方洪庵先生の「人のため、世のため、道のため」というご精神を胸に、教員として一人でも多くの学生のお役に立てるよう、これからも頑張っております。

profile

岡本 健太郎 (おかもと けんたろう)

大阪大学大学院法学研究科准教授

早稲田大学大学院理工学研究科修了、慶應義塾大学法学部卒業。
2006年特許庁入庁。審査第二部で生活機器、動力機械、一般機械、医療機器の審査を行ってきたほか、調整課審査企画室特許分類企画班分類企画係長、経済産業省製造産業局産業機械課長補佐(ロボット政策担当)で併任業務、審判12部門審判官として審判業務に従事。2012年から2013年には客員研究員としてインペリアル・カレッジ・ロンドン(英国)に滞在。2024年4月から現職。